

令和8年度第1回定期監査報告書

1 実施した監査

鹿嶋市監査基準第3条第1項第1号で規定する財務監査

2 監査実施日 令和8年5月27日から5月28日まで

3 監査対象部 教育委員会事務局の各課，出先機関及び教育機関

4 監査対象期間 令和7年4月から令和8年3月まで

5 監査の評価項目

対象期間における契約や補助金などの財務に関する事務，出勤簿を基にした労務管理及び備品管理などが，関係法令等に則り適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

6 提出書類

【全所属】（該当しないものは除く）

- (1) 出勤簿・年次休暇カード・時間外勤務命令簿・特殊勤務命令簿・旅行命令票
 - ・勤休管理システム以外で管理している会計年度任用職員
 - ・上記以外は勤休管理システムで確認した。

(2) 旅行復命

(3) 契約関係書類一式・工事，委託事業等の写真

(4) 補助金等交付申請書・同実績報告書・同交付要綱

(5) 郵便切手，はがき，レターパック等の受払簿

(6) 指摘事項に関する調書

(7) 前回監査結果の改善措置状況

【施設を管理している部署】（該当しないものは除く）

(8) 空気環境等測定報告書，水質の検査報告書，ねずみ昆虫等の防除等報告書

(9) 消防設備保守点検報告書

(10) 給水設備（受水槽）清掃報告書

(11) 浄化槽保守点検報告書

(12) 排水設備（浄化槽）点検報告書

(13) 昇降機（エレベーター）点検報告書

(14) 給食センター等設備点検報告書(ボイラー・圧力容器・冷凍庫)

(15) 自家用電気工作物（キュービクル）保守点検報告書

7 監査の結果

財務に関する事務執行については，おおむね適正に処理されていると認められたが，一部の事務処理において，執行手続きの誤りや契約事務の不備などが確認された。これらについては，指摘の内容を十分に精査し，改善策を講ずるなどして対策を行い，適正な事務の執行に努めること。

改善，検討を要する事項は次のとおりである。

(1) 契約事務について

契約に関する事務において、選考委員会審査をしていないもの、1者選定の理由が適切でないもの、決裁区分を誤っているもの、落札者の決定から契約締結までの期間が規則で定められた期間を超過しているもの、変更契約書が正しく作成されていないもの、などが確認できた。

この中には、契約手続きや関連条例を組織的に確認していれば誤りを防ぐことができたと思われる事例もあることから、事務にあたっては、組織的な確認体制を十分に意識し、事務の適正執行に努めること。

(2) 前回指摘事項に対する改善措置状況

前年度の定期監査において指摘した事項については、改善措置状況報告により改善が確認できた。

8 監査の結果の個別指摘事項

リスクの大きさに応じ、リスク高、リスク中に分けて個別指摘を行う。リスク高にあたる事項については、次年度の定期監査において改善措置状況を報告するものとする。

(1) リスク高にあたる改善等注意事項

各課にリスク高として指摘する事項については、見受けられなかった。

(2) リスク中にあたる改善等注意事項

リスク中として指摘する事項は以下のとおりである。

ア 総務就学課

①業者選定において、選考委員会審査をしていなかった。

(委託料 500 万円以上は、選考委員会案件)

②業者選定見積通知起案等において、1者選定の理由が適切でない。(2件)

イ 学校給食センター

①修繕において、工事検査決議書及びしゅん工検査調書の専決区分が誤っている。(課長→次長)

②消耗品購入において、執行決議書、業者選定及び見積通知起案、予定価格書、契約締結起案の専決区分が誤っている。(部長→副市長)

③指名競争入札において、落札者の決定から契約締結までの期間が財務規則に定められた7日を超過している。

ウ 中央公民館

賃貸借等長期継続契約において、業者選定及び見積通知起案がなく、1者随意契約の理由が確認できない。

エ スポーツ推進課

変更契約において、原契約書の条項中に記載されている委託料の金額が変更されておらず、変更契約書が正しく作成されていない。

オ 幼児教育課

- ①市長印を押印した見積通知の発出が確認できない。
(業者選定及び見積通知伺い起案の公印欄に押印がない。)
- ②支援金の交付決定起案の専決区分が誤っている。(副市長→市長)

以上、個別の指摘事項について述べたが、他の軽易な誤り等については、事務局を通して関係職員に注意し、改善を要望したので省略した。